

ストックヤード運営事業者登録からの暴力団排除に関する合意書の内容変更に係る覚書

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長は、令和5年5月8日締結のストックヤード運営事業者登録からの暴力団排除に関する合意書の変更について、下記のとおり合意する。

1 原合意書「4(1)」を次のとおり変更する。

(変更前)

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(変更後)

暴力団対策主管課長等と建設産業担当課長との間の文書又は電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として、手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときや、照会手続の効率化を図る上で必要があると認められるときには、両者の間で協議の上、郵便書留による送付、その他電子メール等の情報セキュリティの安全性を損なわない方法での送信をもって行うことができるものとする。

なお、電子メール等を利用して文書を送信する場合には、別添「情報セキュリティ要件」を遵守し、情報セキュリティの安全性を担保するための十分な措置を講ずるものとする。

2 本覚書に基づく運用は、令和8年4月1日から開始するものとする。

上記事項の合意の証として本書2通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

令和8年3月27日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

安 枝 亮

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

渡 邊 哲 至